

資 料

# 重度心身障害者医療費助成制度に係る 新たな制度の導入について

令和4年7月22日  
鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課

# 重度心身障害者医療費助成事業の概要

## 1 事業目的

重度心身障害者の健康の保持増進を図るため、障害者の医療に要した費用の自己負担分に対し、市町村が助成する経費の一部を補助する。

## 2 事業内容

(1) 対象者（※ 生活保護受給者を除く。）

ア 身体障害者：身体障害者手帳 1 級及び 2 級

イ 知的障害者：療育手帳 A 1, A 2, A（知能指数 35 以下）

ウ 身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B 1（知能指数 50 以下）

(2) 実施主体：市町村

(3) 補助対象：①医療保険各法による医療費の自己負担金  
②医療機関の証明手数料

(4) 県補助率：市町村が助成した経費の 1 / 2  
※証明手数料は 1 件につき 50 円を上限

(5) 自己負担：無（医療費の自己負担金全額が助成対象）

(6) 所得制限：無

(7) 支給方法：償還払い

## 3 開始時期

昭和 49 年 10 月 1 日

# 県単三医療費助成事業の概要

【令和4年5月現在】

区分	重度心身障害者	ひとり親家庭	子ども医療費助成	
	医療費助成	医療費助成	乳幼児医療費助成	子ども医療給付
制度開始時期	S49.10.1	H7.8.1	S48.10.1	H30.10.1
対象者	ア 知能指数35以下 (療育手帳A1, A2) イ 身障手帳1, 2級 ウ 身障手帳3級かつ知能指数50以下	・母子・父子家庭の 母又は父及び児童  ・父母のない児童	未就学児	住民税非課税 世帯の高校生まで  (~R3.3.31まで 住民税非課税世帯の未就学児)
	(住民税非課税世帯の未就学児で乳幼児医療給付事業への移行者を除く)			
子どもの年齢制限	無	18歳まで  (国民年金法による障害程度 1級及び2級並びに身障手 帳1級, 2級, 3級及び4級の 一部に該当する障害がある場 合は, 20歳未満まで)	6歳まで	18歳に達する日以後最初の3月31日まで  (~R3.3.31は未就学児まで)
所得制限	無	児童扶養手当の所得 制限額に準ずる  (例: 扶養親族1人の場合) 所得230万円未満	児童手当本則給付の 所得限度額(H19.4.1~H 24.5.31適用)に準ずる  (例: 扶養親族1人の場合) 所得498万円未満	住民税 非課税世帯
		(住民税非課税世帯の未就学児で乳幼児医療給付事業への移行者を除く)		
県の補助内容	自己負担額の1/2		自己負担額の3千円 を超える額の1/2	自己負担額の 1/2
給付方法	償還払い		自動償還払い	現物給付
事務費等の負担	無		有	
制度適用優先順位	1	2	3	
(住民税非課税世帯については, 乳幼児医療給付事業が適用可)				

## 重度心身医療費助成制度見直し検討(県の制度変更案)

【現行制度】		【改正案】
1 対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者:身体障害者手帳1級及び2級</li> <li>・ 知的障害者:療育手帳A1, A2, A(知能指数35以下)</li> <li>・ 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1(知能指数50以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者:身体障害者手帳1級及び2級</li> <li>・ 知的障害者:療育手帳A1, A2, A(知能指数35以下)</li> <li>・ 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1(知能指数50以下)</li> <li>・ <u>精神障害者保健福祉手帳1級所持者(通院のみ)</u></li> </ul>
2 補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保険各法による医療費の自己負担金</li> <li>・ 医療機関の証明手数料</li> </ul>	同左
3 窓口負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己負担分を全額負担</li> </ul>	〃
4 自己負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし(全額補助対象)</li> </ul>	〃
5 所得制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>導入(特別障害者手当の所得制限を準用)</u></li> </ul>
6 支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償還払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>自動償還払い</u></li> </ul>

## 見直し前提条件:給付方式及び制限の導入検討と影響額

○ 自動償還方式導入に伴う増加率

23%増

⇒ 本県の乳幼児医療費助成における支払い方法を償還払いから自動償還に変更した際の増加率を使用

○ 所得制限に伴う影響人数

1.76%減

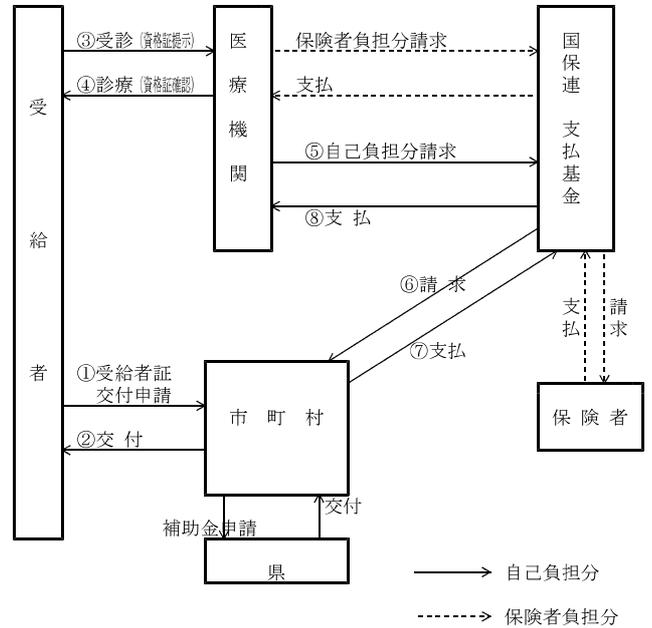
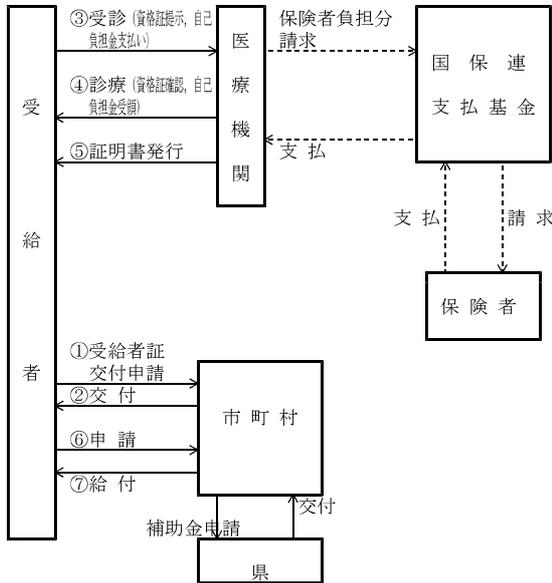
⇒ 17の都道府県で所得上限として準用している障害児福祉手当, 特別障害者手当の支給停止率を例とした場合で, 影響額を算出

# 重度心身障害者医療費助成事業給付方式

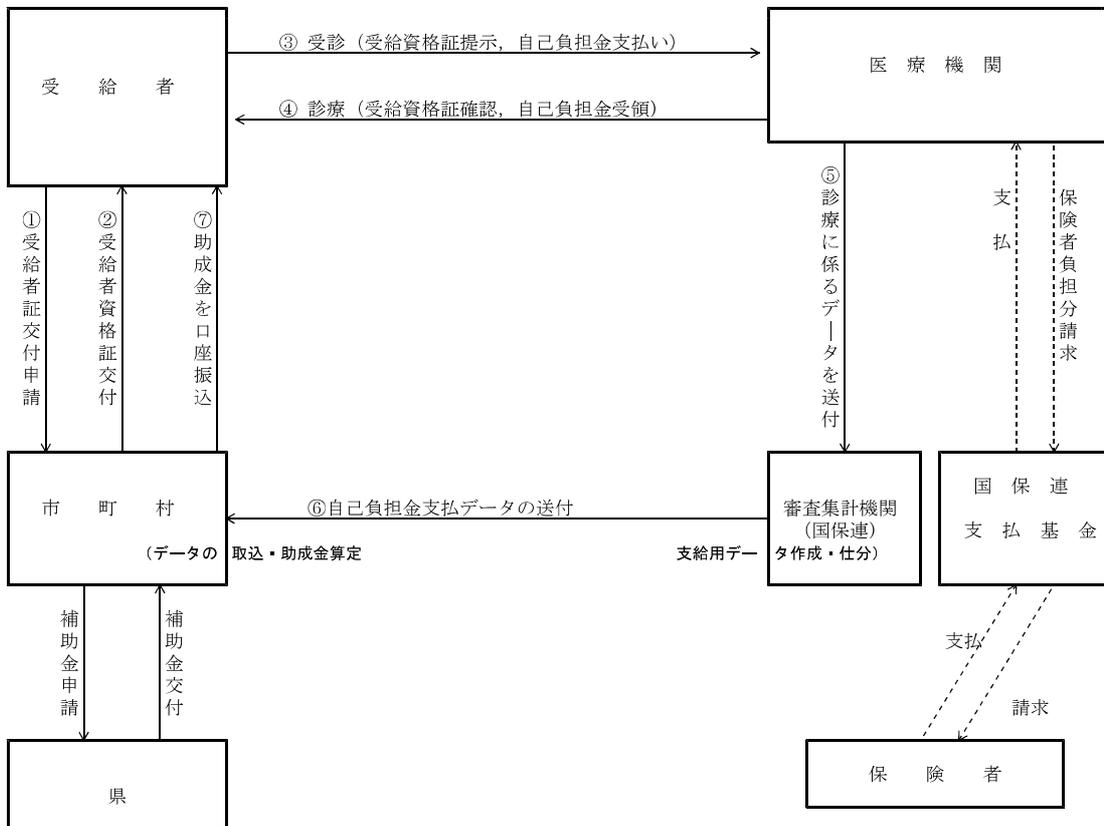
【障害福祉課】

**【償還払い方式】**…医療機関を受診して、窓口でいったん自己負担金を支払い、その後、市町村へ交付申請

**【現物給付方式】**…受給者証を提示して、医療機関を受診するだけ（窓口負担なし）



**【自動償還払い方式】**…医療機関を受診して、窓口でいったん自己負担金を支払うが、市町村への交付申請が不要（診療データは医療機関から審査支払機関を通じて市町村へ送付）



## 都道府県別の重度心身障害者医療助成制度運用状況

- 自動償還（併用含む）導入 10都道府県（全て所得制限又は自己負担あり）
- 現物給付（併用含む）導入 39都道府県（うち36都道府県は所得制限又は自己負担あり）
- 償還払のみ 5県

令和4年4月1日現在

支払方式	所得制限	自己負担	都道府県数	備考
現物給付のみ			18	
	×	×	2	
	×	○	0	
	○	×	5	
	○	○	11	
現物給付と自動償還払の併用			7	
	×	×	0	
	×	○	0	
	○	×	3	
	○	○	4	
現物給付と償還払の併用			14	
	×	×	1	
	×	○	1	
	○	×	4	
	○	○	8	
自動償還払のみ			3	
	×	×	0	
	×	○	0	
	○	×	1	
	○	○	2	
償還払のみ			5	
	×	×	1	本県
	×	○	0	
	○	×	2	
	○	○	2	

## 重度心身障害者医療費助成制度 精神障害者に対する助成状況

R 4 . 4 . 1 現在

対象	開始時期	理由	所得制限	自己負担	
1級（25）	H12.10	平成5年の障害者基本法改正により、精神障害者も法的位置付けが確立したため	○	○	
	R1.10		○	×	
	H10.7	時期が古く不明	○	○	
	R4.4	障害者団体等からの要望等も踏まえ、制度を見直し	×	○	
	R2.8		○	○	
	H31.1	患者会から請願があり、制度の見直しを行った。	○	○	
	H29.9	障害者団体・市長会等からの要望等も踏まえ、制度の見直しを行った。	○	○	
	R2.10		○	○	
	R2.10		○	×	
	H24.10	3障害（身体、知的、精神）の格差解消のため	○	○	
	H30.4	他医療制度との整理統合に伴う制度の見直し	○	○	
	R1.8	助成が必要な方が安心して医療を受けられるよう	○	×	
	H8.4	精神保健福祉手帳が制度化されたため	○	○	
	H26.10	現在の障害者施策は、3障害を共通の制度のもとで一元的に支援する枠組みとなっているため	○	○	
	S48.10	創設当初から対象であるため不明	○	○	
H9.8	時期が古く不明	○	○		
通院のみ（9）	H20.10	精神障害者の退院促進と退院後の地域生活を支援するため、精神疾病以外の医療を含む通院医療費全般を対象とした。	○	○	
	H10.4	時期が古く不明	○	×	
	H27.1	3障害（身体、知的、精神）の格差解消のため	○	×	
	H24.4	3障害一元化の状況を踏まえ、障害者の地域生活支援施策の充実を図るため	○	○	
	H20.9	障害者自立支援法の施行を踏まえ、市町と検討を行った結果、精神障害者も助成の対象とした。	○	×	
	H20.10	障害者間の格差是正の必要性から	○	○	
	R3.4		○	○	
	H25.10	3障害（身体、知的、精神）の格差解消のため	○	○	
H18.4	障害者自立支援法の施行	○	○		
1・2級（5）	H7.10	精神障害者保健福祉手帳の導入	○	×	
	H18.10	3障害（身体、知的、精神）の格差解消のため	○	×	
	H20.4	精神障害者が安定した日常生活を送ることができるように	×	×	
	通院のみ（2）	H18.4	3障害の格差是正及び精神通院医療の負担割合増加に対応した負担軽減を図った	○	×
		H15.7	精神障害者が地域の中で安心して生活できるような環境づくりの一環として開始	○	○
障害基礎年金 1級等（3）	S49.10	経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため	○	○	
	S48.4	制度開始時から実施	○	×	
	S48.10	制度開始時から実施	×	×	
別制度（4）	-	精神医療通院費の自己負担分を全額助成	○	○	
	-	精神医療通院費の自己負担分から500円を除く額を助成等	○	○	
	-	精神医療通院費の自己負担分を全額助成	○	○	
	-	沖縄県精神障害者特別措置公費負担制度	○	×	
計	-	-	34	24	

※上記以外・・・兵庫県は精神科以外の医療費についてのみ対象

## 他都道府県の所得制限の状況

【限度額の準用】 42 都道府県で所得制限を導入

区 分	都道府県数
障害児福祉手当，特別障害者手当	17
老齢福祉年金	12
特別児童扶養手当	3
障害児福祉手当，特別障害者手当，特別児童扶養手当，老齢福祉年金の併用	4
その他	6
合 計	42

【特別障害者手当，障害児福祉手当の限度額】

・精神または身体に重度の障害を有するため，日常生活において常時介護を要する状態にある在宅の者に支給

扶養 親族等 の数	受給資格者 本人		受給資格者の 配偶者及び扶養義務者	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0	3,604,000	5,180,000	6,287,000	8,319,000
1	3,984,000	5,656,000	6,536,000	8,586,000
2	4,364,000	6,132,000	6,749,000	8,799,000
3	4,744,000	6,604,000	6,962,000	9,012,000
4	5,124,000	7,027,000	7,175,000	9,225,000
5	5,504,000	7,449,000	7,388,000	9,438,000

## 制度変更に係る市町村からの意見等

(回答数39市町村)

### ○ 自動償還払い方式になった場合のシステム改修について

- ・ システム改修の必要性の有無

	市町村数
有	35
無	3
不明	1

- ・ システム改修にかかる期間

	市町村数
～4か月	3
～6か月	4
～1年	1
不明	31

※主な不明の理由…仕様の詳細（支給方式や所得制限導入の決定）がまとまらない中での改修期間の算出は困難。

### ○ 制度変更案に対する意見

#### 【支払方式の変更について】

- ・ 現物給付を望んでいることから、国のペナルティー撤廃を要望する。
- ・ 審査支払機関に対する事務手数料の負担割合はどうか。
- ・ 高額療養費支給対象者への対応方法はどのようにするのか。

#### 【所得制限の導入について】

- ・ 該当者の見込みも少なく予算削減効果が僅かであり、障害者の福祉の向上という制度の趣旨から、所得制限の導入に疑問を感じる。
- ・ 年度によって対象が変わる可能性があり、その都度資格登録・喪失の手続きが必要となる場合、対象者の手続きの負担が増え、また、市町村の事務処理も煩雑になると思われる。
- ・ 現況確認の作業が膨大になるほか、障害を持ちながら一生懸命働いている方が対象外となる可能性がある。

#### 【精神障害者1級（通院のみ）への対象拡大について】

- ・ 1級所持者全員を登録し、通院費のみ助成されるのか、入院していない方のみ登録でき、入院時に資格喪失となるのか。
- ・ 通院費のみを対象とするのは格差を感じ、また、対象者への説明も難しい。